

「安保法制違憲訴訟」

2017年07月31日

「安保法制違憲訴訟 第3回口頭弁論」が、横浜地裁で27日（木）に行われた。いつものように、傍聴者が多く、入廷券の抽選があった。入廷できない人のために、岡田尚弁護士が「『安倍流改憲』とどう闘うか」という講演をすると聞き、抽選を止め、講演を聞く方を選んだ。岡田弁護士は、安倍政権は一強に根差した強引な政策を進めてきたが、様々な破綻から、潮目が変わってきたと話し始めた。安倍首相は、自民党から改憲草案が出されているにもかかわらず、9条の1、2項をそのままにし、3項に自衛隊を明記すると別の改憲論を言い出した。公明党の言う「加憲」にすり寄った考えのようであるが、「日本会議」のブレンたちの影響を強く受けている。自民党内の調整をどのようにつけるのかは分からないが、憲法改正に向けた日程を決めているようだ。

安倍政権と闘うためには、戦争に向かう兆候を鋭く見極めることが大切で、遅れないように反対の声を上げるべきであると語り、市民共闘、野党共闘の必要性を強調した。その時、声高な正義の押しつけをやめて、隣の人に解りやすく、ささやくように、そして「明確な主張」「説得力・波及力あることば」「持続する精神」が必要であると語った。

法廷に入れなくても、報告集会で、裁判所に提出された文書から、何が語られたかは分かり、裁判所の大方の雰囲気は察しがつく。まず、二人の弁護士が意見陳述をした。岩井知大弁護士は、多くの国民の反対意思を無視し、異常な国会審議の中で法制化されたことを述べた。安倍首相は米上下両院合同会議で、日本で議論もしていない新安保法制の成立を「この夏までに必ず実現します」と公約した。その後、閣議決定をし、国会審議となった。多くの憲法学者たちは「違憲」とし、日本各地で広範な反対運動が展開されたが、異常な混乱と怒号の中で強行採決された。安保法制は立憲主義に反し、民主主義を踏みにじるものであると述べた。福田護弁護士は、PKO駆け付け警護において、自衛隊員は極めて危険な状況に置かれたことを陳述した。また、米国と北朝鮮の対立関係が緊迫した時、自衛隊の護衛艦2隻が、米軍補給艦を護衛し、北朝鮮に対して、日本が米軍の支援者として軍事的対立当事者となることを鮮明にした。安保法制は、平和的生存権を脅かす危険性を持つもので、司法的救済が必要であると訴えた。

続いて、2人の原告が意見陳述をした。高校の歴史教師をしている小笠原博綜氏が、アジア・太平洋戦争の学びから、「安倍晋三内閣が強行した、集団的自衛権行使と戦争関連法規は、近現代の戦争を起こした権力者と共通したやり方だと考えます」と語り、「どうぞ裁判所は、遅きに失しないように、この段階で、勇気をもって、『その良心に従い独立してその職務を行う（憲法76条）』よう、強く希望します」と訴えた。フェリス女学院大学で、憲法を教えている常岡せつ子氏が平和的生存権を中心に陳述した。平和の概念は多様であるから、平和的生存権は抽象的で曖昧だから裁判規範性を持たないとも言われている。しかし、信教の自由における「宗教」の概念も抽象的で曖昧であるが、信教の自由に裁判規範性がないと言われることはない。平和的生存権は裁判規範性をもつ基本的人権の一つであり、安保法制は日本国民、とりわけ若者の具体的権利としての平和的生存権を侵害すると述べた。「憲法の番人」である裁判所は、憲法判断を回避することなく、安保法制は違憲であるという判断を下すように訴えた。

伊藤真弁護士から、全国の安保法制違憲訴訟は現在、20ヶ所の裁判所で行われ、新基地建設反対訴訟で忙しい沖縄でも、違憲訴訟に立ち上ったという報告があった。